

議案第4号

基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年1月23日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

令和5年総行給第21号総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知の趣旨に鑑み、給料及び報酬の額の改定を常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて行うため、基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を改正する必要がある。

令和 7 年 / 月 23 日原案可 決